

学校法人会計の特徴と企業会計との違いについて

学校法人会計と企業会計の違いは、両者の目的の違いが大きく関係しています。

一般企業は利益の獲得・配分を活動の目的としているため、当該年度の損益状況・財政状態をステークホルダーに開示する必要があります。

一方、学校法人は学校を運営し、教育・研究活動を遂行することを目的としています。そのため一般企業と比較して極めて公共性が高く、永続した学校運営を継続していくため、保守的な会計処理が求められます。

	学校法人会計	企業会計
目的	教育・研究活動	利益の獲得・配分
会計処理の基準	学校法人会計基準	企業会計原則
決算書	資金収支計算書	キャッシュフロー計算書
	活動区分資金収支計算書	
	事業活動収支計算書	損益計算書
	貸借対照表	貸借対照表

「資金収支計算書」と「キャッシュフロー計算書」

「キャッシュフロー計算書」は一定の会計期間内の現金の流れを示す財務諸表です。期中の資金の収支を「営業活動」「投資活動」「財務活動」の区分ごとに表示して、期末資金残高を表示します。目的・活動種別ごとに資金の流れを示すことで、企業経営の健全性を正しく把握することが可能となります。

「資金収支計算書」もキャッシュフロー計算書と同様、資金の動きに着目するものになります。前受金や固定資産取得時の資金支出など資金の増減に関わるものも含めて、全ての項目を区分なく表示するところが特徴です。また、附属表である「活動区分資金収支計算書」は「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」の区分に分けて表示します。学校の資金体質を明らかにして、資金ショートのリスクを回避するために有用であるところがキャッシュフロー計算書と似ています。

「事業活動収支計算書」と「損益計算書」

「事業活動収支計算書」は一定の会計期間内の収入と支出の内容と均衡状態を明らかにして経営状況を表すものになります。「事業活動収入」と「事業活動支出」を教育活動収支・教育活動外収支・特別収支の経常的収支及び臨時的収支に区分しており、企業会計の「損益計算書」の目的に類似した計算書となっています。

学校法人の永続的維持のために必要不可欠な概念であり、企業会計と大きく異なる点は「基本金」です。必要な資産を基本金として自己資金で確保することが求められています。

【基本金】

- 第1号基本金：校地、校舎、機器、備品、図書などの固定資産の取得価額
- 第2号基本金：将来固定資産を取得する目的で積み立てた預金などの価額
- 第3号基本金：奨学基金、研究基金などの資産の額
- 第4号基本金：運営に必要な運転資金の額（文部科学大臣の定める額）

企業会計でいう当期利益に近い概念の「基本金組入前当年度収支差額」から、上述の「基本金組入額合計」を差し引いたものが「当年度収支差額」となります。「当年度収支差額」は、長期的な経営に基づき最終的に収支均衡が保たれるのであれば、当年度がマイナスであっても差支えないとされているものの、学校法人の教育研究が永続的に保持されるためには大きな支出超過は好ましくありません。一方で大きく収入超過している場合も、より教育研究に対して還元することが求められるため、長期的な観点で均衡している状態が理想的とされています。

「貸借対照表」

「貸借対照表」は期末における財政状態（資産・負債・純資産の状態）を示す財務諸表であり、企業会計、学校法人会計ともに構造自体はほぼ同じになります。

【科目配列法】

一般企業のほとんどが企業会計原則に則り、「流動性配列法」を採用しているため、流動性の高いものから低いものへ配列する方法をとっています。一方、学校法人は固定資産が重要であり、構成比率も高いことから「固定性配列法」が採用されています。

【純資産】

企業会計では、純資産のうち株主の出資相当額を拘束財産と定義して「資本金」として表示します。一方、学校法人会計では教育研究活動に必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、それに見合う金額を資産負債差額のなかで「基本金」として表示します。

【学校法人会計 貸借対照表】

資産	負債	純資産＝資産負債差額
	基本金	
	繰越収支差額	